

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="281 604 1181 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 908 1514">令和2年8月</p> <p data-bbox="549 1627 908 1696">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1537 604 2436 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2163 1514">令和元年8月</p> <p data-bbox="1804 1627 2163 1696">富山県土木部</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1126条 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>第1132条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>1 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第1126条 受注者の賠償責任</p> <p>1 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害</p> <p>(3) 受注者の責めにより損害が生じた場合</p> <p>第1132条 安全等の確保</p> <p>(中略)</p> <p>5 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第3編 海岸編</p> <p>第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容 堤防、護岸の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(7) 設計方針の検討 受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防・護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。</p> <p>(14) パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容 堤防、護岸の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(15) パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>2. 業務内容 胸壁の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(14) パース作成 受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3129条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容 水門及び樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(12) パース作成 受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3編 海岸編</p> <p>第3103条 堤防、護岸予備設計</p> <p>2. 業務内容 堤防、護岸の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(7) 設計方針の検討 受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。</p> <p>(14) パース作成 受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3104条 堤防、護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容 堤防、護岸の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(15) パース作成 受注者は、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3106条 胸壁予備設計</p> <p>2. 業務内容 胸壁の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(14) パース作成 受注者は、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース(A3版、着色)を作成するものとする。</p> <p>第3129条 水門及び樋門詳細設計</p> <p>2. 業務内容 水門及び樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(12) パース作成 受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(14)パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>陸閘予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(12)パース作成</p> <p>受注者は、必要に応じて、陸閘の周辺を含めたパース（A3版、着色）を1タイプについて作成するものとする。</p>	<p>第 3131 条 排水機場予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(14)パース作成</p> <p>受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3版）を1タイプについて作成するものとする。</p> <p>第 3134 条 陸閘予備設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>陸閘予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>(12)パース作成</p> <p>受注者は、陸閘の周辺を含めたパース（A3版、着色）を1タイプについて作成するものとする。</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正													現 行													備 考																			
表3.1.2 詳細設計成果品一覧表													表3.1.2 詳細設計成果品一覧表																																
設計 種類 別	設計 項目	成果品 項目	縮 尺	種 類										摘 要	設計 種類 別	設計 項目	成果品 項目	縮 尺	種 類										摘 要	備 考															
				堤防、 護岸	胸壁	突堤	離岸 堤	潜堤 ・人工 リーフ	消波 堤	津波 防波 堤	砂浜	付帯 設備	堤防、 護岸						胸壁	突堤	離岸 堤	潜堤 ・人工 リーフ	消波 堤	津波 防波 堤	砂浜	付帯 設備																			
詳 細 設 計	設計 図	位置図	1:2500 ~ 1:50000																				設計 図	位置図	1:2500 ~ 1:50000																				
		平面図	1:500 ~ 1:1000																						平面図	1:500 ~ 1:1000																			
		標準断面図	1:100 または 1:200																						標準断面図	1:100 または 1:200																			
		縦断図	V=1:50 ~ 1:100 H=1:200 ~ 1:1000																						縦断図	V=1:50 ~ 1:100 H=1:200 ~ 1:1000																			
		横断図	1:50 ~ 1:100																						横断図	1:50 ~ 1:100																			
		本体構造 詳細図	1:20 ~ 1:100																						本体構造 詳細図	1:20 ~ 1:100																			
		基礎工 詳細図	1:20 ~ 1:200																						基礎工 詳細図	1:20 ~ 1:200																			
		付帯工 詳細図	1:20 ~ 1:100																						付帯工 詳細図	1:20 ~ 1:100																			
		配筋図	1:50 ~ 1:200																						配筋図	1:50 ~ 1:200																			
		土工図	1:100 ~ 1:200																						土工図	1:100 ~ 1:200																			
	仮設構造 物詳細図	1:50 ~ 1:500																					仮設構造 物詳細図	1:50 ~ 1:500																					
	数量 計算書	数量計算																					数量 計算書	数量計算																					
設計 報告書	基本事項 検討書	-																				設計 報告書	基本事項 検討書	-																基本諸元 の決定・整理					
	構造検討書	-																				構造検討書	-															本体工、基 礎工							
	景観検討書	-																				景観検討書	-															基本条件 詳細デザ イン							
	施工計画書	-																				施工計画書	-															施工計画 仮設計画							
パ ー ス		-																			パ ー ス		-															A-3版の 着色 必要に応じ て納品							

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p>第6303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>(7) 配分計算に必要なとなる諸条件に関するデータ</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(7) 環境影響評価報告書</p> <p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p> <p>(9) 環境影響評価報告書</p>	<p style="text-align: center;">第6編 道路編</p> <p>第6303条 交通量推計調査</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）</p> <p>(2) 都市計画マスタープラン等</p> <p>(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編</p> <p>(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ</p> <p>(5) 一般交通量調査</p> <p>(6) 都市計画図</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 道路概略設計報告書</p> <p>(2) 道路予備設計報告書</p> <p>(3) 地質調査報告書</p> <p>(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>第6804条 橋梁詳細設計</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>(1) 橋梁予備設計成果</p> <p>(2) 道路線形計算書</p> <p>(3) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）</p> <p>(4) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）</p> <p>(5) 道路等詳細設計成果関連部分</p> <p>(6) 地質調査報告書</p> <p>(7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料</p> <p>(8) 幅杭設計成果</p>	